

第 2 1 回 京都市路上喫煙等対策審議会 議事次第

開催日時 令和 6 年 1 2 月 1 3 日 午後 3 時 0 0 分～

会 場 京都市役所 本庁舎第 2 会議室

1 開会あいさつ（文化市民局長）

2 議題

- (1) 路上喫煙対策の取組について 資料 1
(路上喫煙等対策強化区域及び過料処分件数、定点調査の状況 等)
- (2) 喫煙場所における喫煙者数等調査について 資料 2
- (3) 喫煙場所の改修状況について 資料 3

3 閉会あいさつ（くらし安全推進部長）

京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
委員	いしだ てつお 石田 哲雄	京都商店連盟副会長
〃	おおaura けいこ 大浦 啓子	市民公募委員
〃	ふじわら のぶ お 藤原 信生	上京区市政協力委員連絡協議会会長
〃	たみや のぶよ 田宮 暢代	洛和会音羽病院呼吸器内科副部長
〃	ふしみ こうじ 伏見 康司	弁護士
〃	むらかみ たけし 村上 岳	市民公募委員
〃	むらい さとし 村井 敏史	京都市立中学校PTA連絡協議会理事
〃	わかさ あいこ 若狭 愛子	京都産業大学法学部准教授

(任期は、令和5年8月10日～令和7年8月9日)

第 2 1 回 京都市路上喫煙等対策審議会

資料一覧

- ・資料 1 路上喫煙対策の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・資料 2 喫煙場所における喫煙者数等調査について・・・・・・・・・・ 9
- ・資料 3 喫煙場所の改修状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

第 2 1 回 京都市路上喫煙等対策審議会

別紙一覧

別紙 1 : 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例・規則	1
別紙 2 : 過去の審議会答申（4 件）及び条例制定の議会からの付帯決議	7
別紙 3 : 路上喫煙等対策強化区域図	31
別紙 4 : 過料処分件数の推移	33
別紙 5 : 啓発関連	35
別紙 6 : 公園内（周辺含む）での喫煙に対する取組（事例）	37
別紙 7 : 定点調査表	45

路上喫煙対策の取組について

1 概要

路上喫煙等による身体や財産への被害の防止を図ることで、市民及び観光旅行者等の安心安全を確保するため、平成19年6月1日に、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」（以下、「条例」という。）を施行しました。

その後、市民等にとってよりわかりやすい条例となるよう、指定する区域（過料を徴収する区域）の名称を「路上喫煙等禁止区域」から「路上喫煙等対策強化区域」に変更する改正条例を令和5年3月1日に施行しました。

本条例に基づき、市内全域において、道路や公園等の屋外の公共の場所では路上喫煙をしないよう努力義務を課すとともに、市内3箇所の路上喫煙等対策強化区域においては、路上喫煙等監視指導員が巡回し、違反者を現認した場合は過料（1,000円）を徴収しています。

このほか、路上喫煙防止啓発ステッカーや路面シートなど、さまざまな媒体を活用した周知啓発や喫煙場所の設置などにより、路上喫煙者は減少しています。

2 取組

(1) 過料処分について

ア 路上喫煙等対策強化区域の指定

条例に基づき、審議会の答申（別紙2参照）を経て、現在は「市内中心部」、「京都駅周辺」及び「清水・祇園地域」を指定しています（別紙3参照）。

イ 路上喫煙等監視指導員の巡回

- ・ 人数：定数6名（令和6年12月時点、欠員あり）
交代制勤務で1日につき2～4名勤務。1班2、3名体制で巡回。
- ・ 実施日：年末年始を除く毎日。
- ・ 巡回時間：7:30～19:10

ウ 過料処分件数の推移と違反者の傾向

- ・ 令和5年度の処分件数は277件（令和4年度は358件、令和3年度は363件）であり、平成24年度6,794件をピークとして減少を続けています（別紙4参照）。
- ・ 違反者の多数を占めていた外国人については、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2、3年度は激減しております。
- ・ 令和4年度からは、外国人観光客の受入れ緩和の影響もあり、外国人の違反者の割合が再び高まっており、令和5年度は、前年度の数値を大きく上回りました。
- ・ 更に令和6年度の外国人の違反者は、11月末時点で既に前年度の年間数値を上回っている状況であることから、引き続き違反者の傾向に注視していきます。

(2) 公設喫煙場所の設置

ア 整備の目的

喫煙者と非喫煙者の共存、周辺での路上喫煙やたばこのポイ捨ての減少、喫煙マナーの向上等を目的として、条例制定時の市議会の付帯決議及び審議会の答申（別紙２参照）に基づき設置しております。

イ 設置経過

対策強化区域を中心に、これまで 19 箇所の公設喫煙場所を設置しております。

	喫煙場所名称	供用開始年月
1	四条西木屋町（西木屋町通四条上る）	平成 20 年 5 月
2	新京極公園内（新京極東裏通蛸薬師下る）	平成 23 年 6 月（移設に伴い撤去） 令和 4 年 8 月（移設に伴い新設）
3	清水坂観光駐車場（休憩所内）	平成 24 年 1 月
4	〃（北側緑地帯内）	〃
5	京都駅北口広場（バスターミナル東）	平成 24 年 2 月 令和 5 年 12 月 （面積を拡大、クランク構造に変更、 西側パーティションのかさ上げ）
6	東塩小路公園内（西洞院通塩小路下る）	〃
7	山科駅前（山科駅前バスロータリー北側）	平成 25 年 3 月
8	京都駅八条東口	平成 26 年 4 月 令和 6 年 12 月 （出入口の変更、クランクの設置、北 側パーティションのかさ上げ）
9	J R 山科駅前北広場	平成 26 年 10 月 平成 30 年 12 月（面積を拡大） 令和 5 年 2 月 （面積を拡大、クランク構造に変更）
10	J R 西大路駅南側	平成 26 年 10 月（移設に伴い撤去） 令和 3 年 12 月（移設に伴い新設） 令和 5 年 1 月 （面積を拡大、クランク構造に変更）
11	高台寺公園内	平成 27 年 12 月
12	京都駅八条西洞院	〃
13	J R 桂川駅前	平成 27 年 12 月 平成 30 年 12 月（面積を拡大）
14	京阪中書島駅前	〃
15	京都駅みやこ夢てらす	平成 28 年 12 月 令和 5 年 12 月 （漏煙対策で東側出入口を封鎖）
16	京都駅八条西口	〃
17	京都駅サンクンガーデン前	〃
18	京都駅北口広場（タクシープール東）	平成 29 年 3 月
19	J R 西大路駅北側	令和 4 年 3 月

(3) 広報・啓発

令和4年度から新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、段階的に街頭啓発を再開しています。また、令和5年3月の改正条例施行を契機として、改めて条例の趣旨である「京都では市内全域で路上喫煙はダメである」こと等を市民、観光客にわかりやすく周知をしていくため、啓発ポスター・チラシ、ステッカーなどを刷新するとともに、広報啓発の取組を強化しております（別紙5参照）。

ア 改正条例施行に伴う新たな啓発物の作成

- ・ 標示類（路面シート、ステッカー等）

対策強化区域内を中心に旧標示類の新たな標示類への貼り替え作業を順次、実施しています。

区域外についても苦情の多い箇所を中心に標示類の貼り付けを行っており、引き続き、貼付箇所の検討を進めてまいります。

- ・ 掲示物（チラシ・ポスター）

本市関連施設等への掲示のほか、市内の駅、観光案内所、商店街、寺社仏閣、宿泊施設、空港等へ協力を依頼して配架を行うとともに、希望する市民、事業者への配布も実施しています。

イ 街頭啓発の実施

祇園祭や五山の送り火などの各種行事や春秋の観光シーズンなど人出が多い機会を捉えて実施しているほか、苦情等が多い駅周辺等でも、適宜、街頭啓発を実施しています。

ウ 広報媒体による発信

観光情報誌、フリーペーパー等への記事の掲載、京都市のSNSでの情報発信等を行っています。

エ 公用車を用いた音声啓発

拡声器付き公用車を用いて市内全域での音声啓発を実施しています。

また、苦情等が多い区域外での条例認知度の更なる向上を図るため、特に区域外を中心に実施（観光地付近等では適宜、多言語（英語、中国語、韓国語）での音声啓発を実施）しています。

オ 公園内（周辺含む）での喫煙に対する取組（事例） ※別紙6参照

- ・ 稲荷児童公園

京阪伏見稲荷駅から伏見稲荷大社へ向かうメインストリートに位置する当該公園周辺での喫煙やポイ捨てが問題となっていたため、公園部局、環境部局と連携して路上喫煙等防止ステッカーや路上喫煙・ポイ捨て防止看板等を設置しました。

- ・ 東塩小路公園

当該公園内に設置している喫煙場所の範囲外での喫煙が問題となっていたため、公園部局、環境部局と連携して路上喫煙・ポイ捨て防止看板や横断幕等を設置しました。

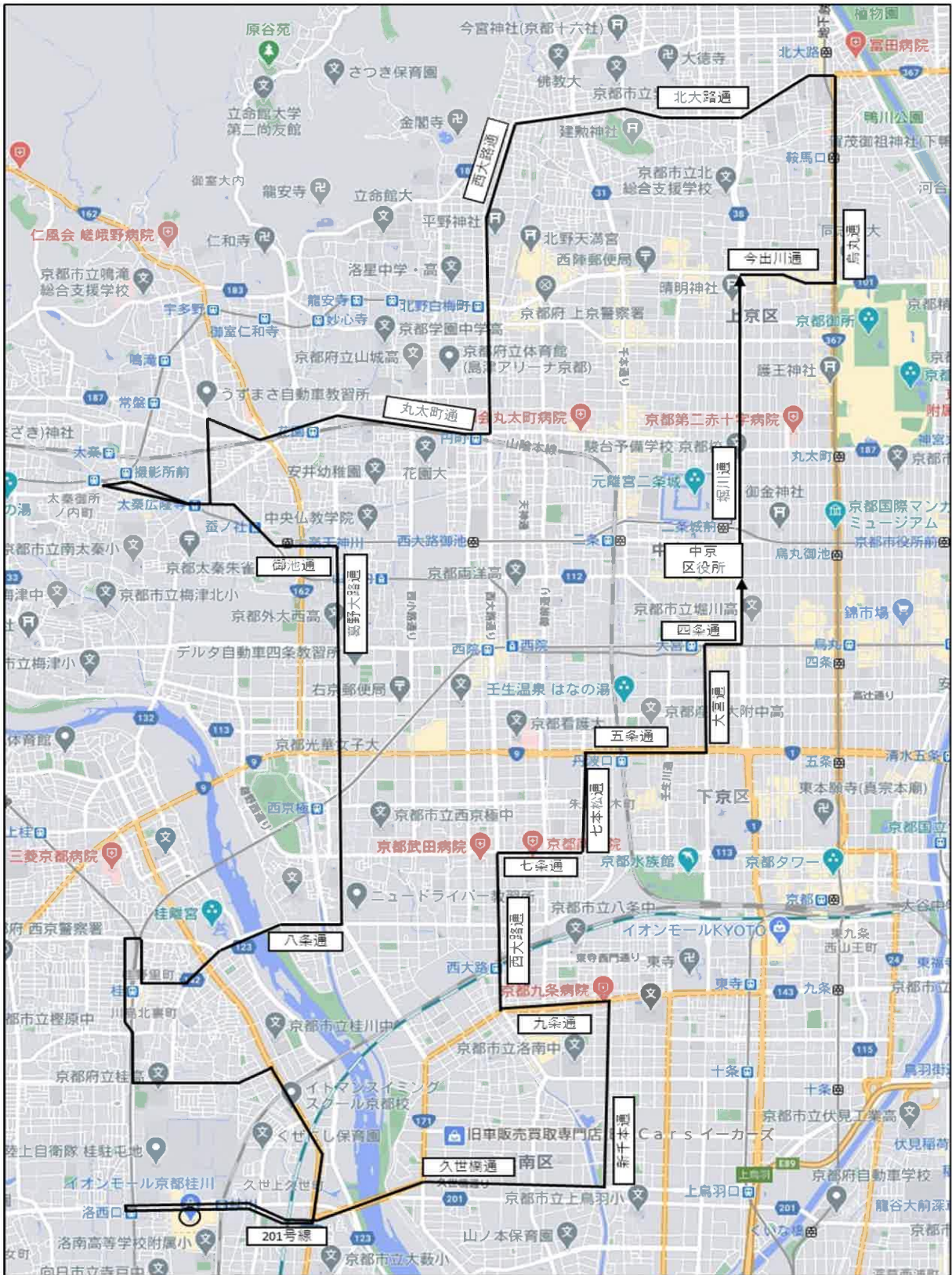
※上記は、いずれも喫煙者が多い場所であるため、各種掲示物の設置後も路上喫煙等監視指導員の巡回を定期的に行っております。

カ その他

喫煙者にわかりやすく喫煙場所を周知することが路上喫煙防止に寄与することから、本市のホームページに公設・民設の喫煙場所の設置位置や店舗が地図上で確認できる民間サイトを掲載しています。

さらに、新たに作成したポスターやチラシに同サイトへのQRコードを掲載し、掲示・配布することで、喫煙される方がルールとマナーを守って喫煙していただけるように周知を図っています。

【参考：公用車を用いた音声啓発コース例】



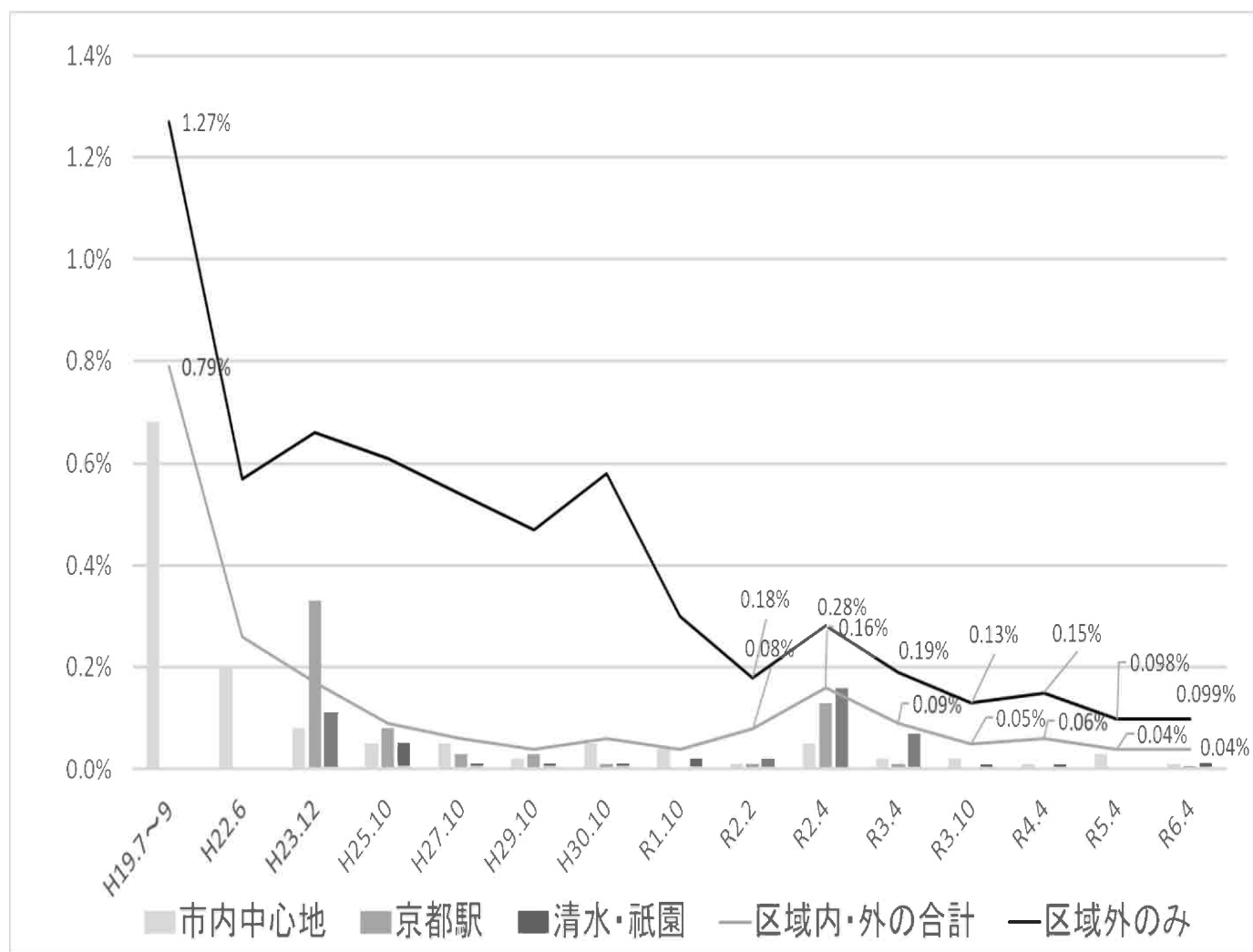
(4) 路上喫煙率の推移について

対策強化区域を中心に 60 箇所（うち対策強化区域内：22 箇所）のポイントを定め、通行人に占める喫煙者の割合を定期的に調査しております。※令和元年度までは 30 箇所で実施。（別紙 6 参照）

範囲	H19.7~9	H22.6	H23.12	H25.10
市内中心地	0.68%	0.20%	0.08%	0.05%
京都駅	-	-	0.33%	0.08%
清水・祇園	-	-	0.11%	0.05%
区域内・外の合計	0.79%	0.26%	0.17%	0.09%
区域外のみ	1.27%	0.57%	0.66%	0.61%

～

R3.4	R3.10	R4.4	R5.4	R6.4
0.02%	0.02%	0.01%	0.03%	0.01%
0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.006%
0.07%	0.01%	0.01%	0.005%	0.012%
0.09%	0.05%	0.06%	0.04%	0.04%
0.19%	0.13%	0.15%	0.098%	0.099%



3 路上喫煙に関する御意見・要望等の内訳（市長への手紙等を含む）

(1) 受理件数

令和4年度：220件

令和5年度：282件

令和6年度（10月末現在）：165件

(2) 分類別受理件数

【令和4年度】

総計		220
【分類別内訳】		
路上喫煙者の通報		84
	うち、タクシー運転手	3
取組の推進要望		40
	うち、禁止区域の拡大	8
	うち、巡回指導の拡充	3
	うち、罰則の強化	3
	うち、標示類の充実	5
	うち、周知啓発	10
	うち、その他	11
施設等の苦情		42
	うち、民間施設	30
	うち、飲食店、居酒屋	8
	うち、コンビニ	6
	うち、病院	2
	うち、たばこ店	7
	うち、その他	7
	うち、公共施設	12
	うち、公園	8
公設喫煙場所		53
	うち、苦情	12
	うち、撤去要望	35
	うち、改修要望	0
	うち、一時閉鎖関連	0
	うち、増設要望	3
	うち、移設要望	3
	うち、山科駅喫煙場所（2箇所）	6
	うち、JR山科駅前	5
	うち、バスロータリー北側	1
	うち、京都駅喫煙場所（7箇所）	33
	うち、北口広場バスターミナル東	1
	うち、京都駅八条東口	7
	うち、みやこ夢テラス	25
	うち、中書島喫煙場所	3
	うち、桂川駅喫煙場所	3
	うち、東塩小路公園喫煙場所	2
	うち、西大路駅前喫煙場所	1
	うち、西木屋町喫煙場所	1
	うち、その他	3
その他		1

【令和5年度】

総計		282
【分類別内訳】		
路上喫煙者の通報		122
	うち、タクシー運転手	9
取組の推進要望		38
	うち、禁止区域の拡大	6
	うち、標示類の充実	13
	うち、周知啓発	10
	うち、罰則の強化	2
	うち、その他	7
施設等の苦情		31
	うち、民間施設	27
	うち、飲食店、居酒屋	11
	うち、コンビニ	5
	うち、たばこ店	4
	うち、その他	7
	うち、公共施設	4
	うち、公園	3
	うち、その他	1
公設喫煙場所		75
	うち、苦情	24
	うち、撤去要望	37
	うち、改修要望	4
	うち、増設要望	6
	うち、その他	4
	うち、山科駅喫煙場所（2箇所）	4
	うち、京都駅喫煙場所（7箇所）	40
	うち、北口広場バスターミナル東	1
	うち、みやこ夢テラス	33
	うち、八条西口	1
	うち、八条西洞院	1
	うち、中書島喫煙場所	2
	うち、桂川駅喫煙場所	4
	うち、東塩小路公園喫煙場所	4
	うち、西大路駅喫煙場所	1
	うち、西木屋町喫煙場所	1
	うち、清水親光駐車場喫煙場所	1
	うち、高台寺公園喫煙場所	1
その他		16

【令和6年度（10月末現在）】

総計		165
【分類別内訳】		
路上喫煙者の通報		74
	うち、タクシー運転手	5
取組の推進要望		24
	うち、禁止区域の拡大	6
	うち、巡回指導の拡充	3
	うち、罰則の強化	3
	うち、標示類の充実	8
	うち、周知啓発	4
施設等の苦情		30
	うち、民間施設	24
	うち、飲食店、居酒屋	13
	うち、コンビニ	2
	うち、病院	1
	うち、たばこ店	2
	うち、その他	6
	うち、公共施設	6
	うち、公園	4
	うち、その他	2
公設喫煙場所		21
	うち、苦情	11
	うち、撤去要望	2
	うち、改修要望	3
	うち、移設要望	1
	うち、増設要望	4
	うち、京都駅喫煙場所（7箇所）	5
	うち、京都駅八条東口	1
	うち、みやこ夢テラス	2
	うち、八条西洞院	1
	うち、サンクンガーデン前	1
	うち、中書島喫煙場所	4
	うち、桂川駅喫煙場所	1
	うち、東塩小路公園喫煙場所	1
	うち、西大路駅前喫煙場所	1
	うち、西木屋町喫煙場所	3
	うち、新京極公園喫煙場所	1
その他		16

※分類数は御意見・要望内容によって重複計上あり。

4 その他（たばこに関連する状況の変化）

(1) 喫煙者の動向

年々低下傾向にある喫煙率については、厚生労働省が実施している各種調査の結果によると、20 歳以上の習慣的な喫煙者の割合は、本市の条例施行が施行された平成 19 年の調査（厚生労働省実施／国民健康・栄養調査 ※）の結果、「男性：39.4%、女性：11.0%」でしたが、令和 4 年の調査では、「男性：24.8%、女性：6.2%」と減少しております。

※ 令和元年の同調査における喫煙者の割合は「男性：27.1%、女性：7.6%」。

令和 2 及び 3 年の同調査は未実施、令和 5 年の結果概要については、令和 6 年 11 月頃（資料作成時点では未発表）に公表予定（厚生労働省 HP に掲載されている「令和 5 年国民健康・栄養調査企画解析検討会資料」より）

(2) 受動喫煙対策の進展

平成 30 年 7 月に健康増進法が改正され、公共施設で原則敷地内禁煙となったほか、令和 2 年 4 月 1 日からは事業所、飲食店、ホテルなど多くの施設で原則屋内禁煙となり、施設において各種分煙対策が実施されています。

(3) 喫煙に対する世論の変化

規制強化等と同調し、さまざまな機関、団体がたばこの煙の害についての啓発を行っており、世論に広く認識が広まるとともに、喫煙マナーについての意識が高まっています。

(4) 加熱式たばこの普及

- 加熱式たばことは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで煙を発生させるものです。加熱の方法や温度などは製品ごとに異なります。
- 厚生労働省が実施した調査（令和 4 年の国民健康・栄養調査）によれば、習慣的な喫煙者のうち加熱式たばこを使用している人の割合は、およそ 3～4 人に 1 人（男性で 30.1%、女性で 34.4%）であり、男性では 40 代、女性では 20 代が他の年代と比べて喫煙者での使用割合が高いという結果でした。

<参 考>

令和 5 年度：京都市「健康づくり・口腔保健・食育に関するアンケート」の結果

- 市内の 20 歳以上で喫煙していると答えた者のうち加熱式たばこを使用している人の割合
→ 男性：32.7%、女性で 23.8%

- 加熱式たばこは、受動喫煙による科学的な健康被害への影響が不確かであり、他都市でも過料の対象としない自治体が多数を占めている状況にあることから、本市においても、現状では、路上での加熱式たばこ喫煙者を過料処分の対象とはしておりません。

ただし、条例では「市内全域で路上喫煙をしないように努力義務」を定めており、路上喫煙を誘発することに繋がる可能性があることから、指導員が見かけた場合は「路上での加熱式たばこの喫煙者」にも指導（喫煙場所で吸ってもらうよう口頭での依頼）を行っています。

引き続き、加熱式たばこの普及の状況、他都市の動向、新たな研究結果に注視しながら、検討を継続する必要があると考えています。

喫煙場所における喫煙者数等調査について

1 概要

平成19年度の「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」制定から15年以上が経過しましたが、本市では、この間市内19箇所の公設喫煙場所を整備してきました。

この間、加熱式たばこ等の大幅な普及もあり、近年では加熱式たばこを規制の対象とする自治体も出てきております。

これらの状況を受け、本市においても今後の社会情勢に合わせて喫煙場所や規制の在り方を検討する際の基礎資料とするため、喫煙場所における喫煙者数等の調査を行いました。

2 調査場所・調査実施日

(1) 調査場所

京都駅北口広場（バスターミナル東）喫煙場所

(2) 調査実施日

令和6年7月19日（金）、21日（日）

※時間はいずれも午前8時から午後7時

3 調査方法

(1) 調査①：喫煙場所利用者数の調査

- ・喫煙の有無は関係なく喫煙場所に入った人数を計測

(2) 調査②：喫煙者のたばこの種別の調査

- ・喫煙場所周辺に立ち、目視で喫煙場所内の喫煙者のたばこの種別を紙巻き、加熱式、その他ごとに計測を実施。
- ・喫煙場所の利用者数増等により、外からの目視確認が困難な場合は、必要に応じて中に入り、計測する。
- ・加熱式かどうか不明の場合はその他に含めるが、その他が極端に多くならないよう、調査実施者に対して事前に加熱式について説明を実施。

4 調査結果

次項参照

令和6年7月19日（金）

調査時間	利用者数 (人)	たばこの種別		
		紙巻き	加熱式	その他
8:00~9:00	102	62	25	15
9:00~10:00	113	81	29	3
10:00~11:00	98	56	37	5
11:00~12:00	78	49	27	2
12:00~13:00	115	72	41	2
13:00~14:00	139	68	52	19
14:00~15:00	127	67	52	8
15:00~16:00	127	66	47	14
16:00~17:00	167	117	45	5
17:00~18:00	220	166	44	10
18:00~19:00	281	187	83	11
合 計	1567人	991人 (63%)	482人 (31%)	94人 (6%)

令和6年7月21日（日）

調査時間	利用者数 (人)	たばこの種別		
		紙巻き	加熱式	その他
8:00~9:00	94	62	24	8
9:00~10:00	106	76	20	10
10:00~11:00	100	77	19	4
11:00~12:00	123	97	23	3
12:00~13:00	103	71	31	1
13:00~14:00	135	109	25	1
14:00~15:00	182	135	44	3
15:00~16:00	169	131	36	2
16:00~17:00	182	133	48	1
17:00~18:00	175	138	37	0
18:00~19:00	208	150	58	0
合 計	1577人	1179人 (75%)	365人 (23%)	33人 (2%)

○利用者数は、平日、休日で大きな差はなく、約1,500人程度

○たばこの種別については、概ね下記のとおり

紙巻き：加熱式：その他 → 6～7割：2～3割：1割以下

5 調査結果を受けて

本件調査結果により、喫煙者に占める加熱式たばこの割合が2～3割であることが分かり、これは資料1の4(4)に記載の結果とも概ね一致しております。

今後も同調査、指導員の指導件に占める加熱式たばこの割合、他都市の動向等を注視しながら紙巻きたばこと加熱式たばこで分煙した喫煙場所の設置や加熱式たばこの規制について検討してまいります。

各喫煙場所の改修状況等について

1 京都駅北口広場喫煙場所（バスターミナル東）（改修工事）

(1) 経過

平成23年度に供用を開始した当該喫煙場所は、多くの喫煙者の方に御利用いただいておりますが、喫煙場所のパーティション内に人が溢れることにより、喫煙場所の外で喫煙される方がいること、また喫煙場所から漏れる煙が西側バスターミナルへ流れやすいこと等が問題となっていました。

この問題を受け、当該喫煙場所の増床、出入口のクランク構造への変更及び西側パーティションのかさ上げを行う改修工事を行いました。

(2) 改修工事期間及び供用開始日

令和5年12月11日（月）～22日（金）に改修工事を行い、同日から供用を開始しています。

(3) 位置図及び改修後写真

○位置図



○改修後の写真



2 京都駅みやこ夢てらす喫煙場所（改修工事）

（１）経過

当該喫煙場所については、令和４年に漏煙対策として、東側と西側の出入口２箇所へ暖簾（のれん）を設置しておりますが、この度、更なる対策として２箇所ある出入口を西側だけにする改修工事を行いました。

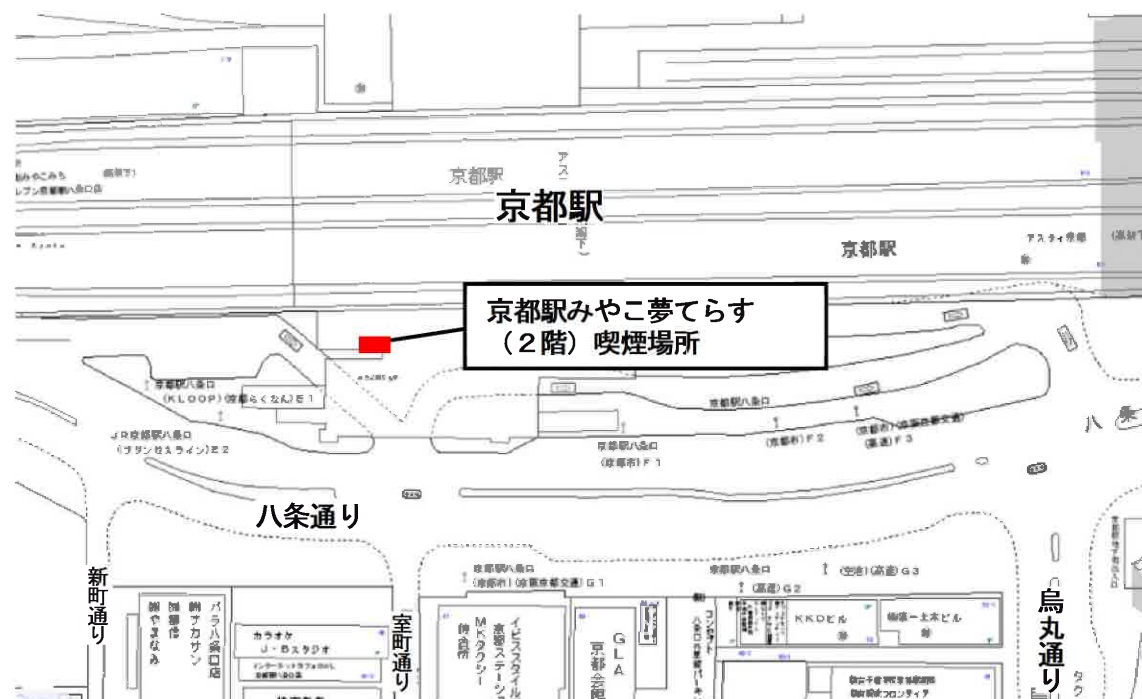
この工事で東側出入口を封鎖することにより、駅構内へ流れ込む煙を軽減させる効果が期待できると考えています。

（２）改修工事期間及び供用開始日

令和５年１２月１１日（月）～１９日（火）に改修工事を行い、同日から供用を開始しています。

（３）位置図及び改修後写真

○位置図



○改修後の写真



3 京都駅八条東口喫煙場所（改修工事）

（１）経過

平成26年度に共用を開始した当該喫煙場所は京都駅八条口前に位置し、日々多くの喫煙者に御利用いただいておりますが、北東角、北西角に出入口があることから、北側通路への漏煙が課題となっておりました。

令和3年度には、老朽化による天井面、路面等の改修工事は行ったものの、前述の対策は未実施のままでした。

この問題を受け、2箇所ある出入口をいずれも封鎖し、東側に新たにクランク構造の出入口を設置し、喫煙場所内の煙を、比較的通行人の動線から外れる南側へ排出するため、北側壁面を高くし、南西側壁面上部の一部を撤去する改修工事を行います。

（２）改修工事期間及び供用開始日

令和6年12月2日（月）～19日（木）に改修工事を行い、同日から供用を開始する予定です。

（３）位置図及び改修後写真

○位置図



○完成イメージ



【参考】京都駅八条東口喫煙場所における通行者数調査について

1 概要

令和6年7月に京都駅八条東口喫煙場所東側通路及び北側通路の通行者数調査を実施しました。
本件調査の結果を受け、当該喫煙場所の改修内容の1つである北東角、北西角の出入口を封鎖し、東側に新たにクランク構造の出入口を設置することを決定しました。

2 調査場所・調査実施日

(1) 調査場所

京都駅八条東口喫煙場所東側（南北）通路及び北側（東西）通路

※北側については日差しを避けるため、喫煙場所に接する北側通路より更に北側（階段2段下がった先）の通路を使用する方も多かったため、計3箇所で開催を実施

(2) 調査実施日

令和6年7月19日（金）、21日（日）

※時間はいずれも午前8時から午後7時

3 調査方法

(1) 調査①：喫煙場所東側（南北）の通行者数を計測。

(2) 調査②：喫煙場所北側（東西及び東西階段下）の通行者数を計測。

※通行者が喫煙場所東側、北側のどちらも通る場合は、それぞれの通行者として重複して集計。

4 調査結果

令和6年7月19日（金）

調査時間	喫煙場所東側 (南北)	喫煙場所北側 (東西)	喫煙場所北側 (東西階段下)
8:00~9:00	57	547	605
9:00~10:00	49	649	673
10:00~11:00	28	413	424
11:00~12:00	54	413	391
12:00~13:00	6	336	352
13:00~14:00	16	352	411
14:00~15:00	32	430	468
15:00~16:00	46	470	442
16:00~17:00	32	513	640
17:00~18:00	37	679	953
18:00~19:00	35	461	425
小計	392人 (3%)	5263人 (46%)	5784人 (51%)
合計	11439人		

令和6年7月21日（日）

調査時間	喫煙場所東側 (南北)	喫煙場所北側 (東西)	喫煙場所北側 (東西階段下)
8:00~9:00	56	542	515
9:00~10:00	70	665	700
10:00~11:00	50	580	513
11:00~12:00	27	382	426
12:00~13:00	31	432	422
13:00~14:00	24	443	381
14:00~15:00	26	504	467
15:00~16:00	41	554	487
16:00~17:00	56	579	575
17:00~18:00	182	681	493
18:00~19:00	79	609	514
小計	642人 (5%)	5971人 (49%)	5493人 (45%)
通行者数合計	12106人		

○通行者数合計は、休日の方がやや多い。

○通行者の比率は、平日、休日ともに喫煙場所北側通路（階段下含む）が9割超を占め、東側通路利用者は、1割以下であった。